

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 社会保障審議会<br>介護保険部会（第56回） | 資料 1 |
| 平成28年3月25日              |      |

# 在宅医療・介護の連携等の推進

# 在宅医療・介護の連携等の推進

## 現状・課題

### I. 在宅医療・介護連携に係るこれまでの取組について

- 1 いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年を見据え、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関の連携を促進し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を受けられることができる環境を整備していくことが喫緊の課題。
- 2 在宅医療・介護連携に係るこれまでの取組については、在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、地域医療再生基金（平成25～27年度）及び地域医療介護総合確保基金（平成26年度～）等を通じて、地方自治体や医師会等の関係機関により、地域の実情に応じた医療及び介護の提供体制の構築に資する事業に取り組んできた。
- 3 さらに、平成27年度からは、介護保険法の地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業を位置付け、全国的に在宅医療・介護の連携の推進に取り組むこととしたところ。
- 4 特に、入退院時の医療介護連携については、その促進を図るため、都道府県（保健所）の調整のもと、病院及び有床診療所（以下、病院等という）職員と市町村の介護支援専門員が協議しながら、地域の実情に応じた退院調整に関するルールを策定する都道府県医療介護連携調整実証事業を実施（平成26・27年度）。

### II. 在宅医療・介護連携推進事業について

- 1 在宅医療・介護連携推進事業は、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が実施主体となり、郡市区医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進することとし、平成30年4月までに全ての市町村で実施することとしている。
- 2 これまで医療行政に関する取組は、主に都道府県（保健所）が担ってきたことから、事業のノウハウや地域の医師会との連携が乏しい市町村が多い。

## 現状・課題

- 3 在宅医療・介護連携推進事業の8つの取組のうち、1つ以上を実施している(年度内実施予定も含む)市町村は79.8%、全てを実施している市町村は2.5%(平成27年8月1日現在の状況)である。人口規模別の実施状況によると、市町村の規模によって進捗に違いがある。
- 4 都道府県の市町村支援の程度には差があり、充実した市町村支援を実施している都道府県においては、在宅医療・介護連携推進事業の取組数が多い。

### Ⅲ. 入退院時の医療と介護の連携について

- 1 入退院時における医療と介護の連携を円滑に進めるためには、病院等職員と介護支援専門員の退院調整が重要であるが、居宅介護支援事業所の利用者のうち、病院等職員から介護支援専門員への連絡がないまま退院していた割合は約4割であった(平成26年介護報酬改定検証調査)。
- 2 入院時についても、介護支援専門員から病院等職員に対して在宅生活における状況等の情報提供が行われていない割合が、地域によって差は見られるものの一定程度みられる。
- 3 入退院時における病院等職員と介護支援専門員との連携が適切に行われないケースとしては、次のようなケースが考えられる。
  - ・入院時 介護支援専門員の利用者への訪問は原則月1回程度であるため、利用者の入院を把握できず病院等へ情報提供ができないケース
  - ・退院時 要介護認定を受けていない患者(新規に要介護認定を申請し、在宅介護の導入が必要な患者)の場合に介護支援専門員への連絡が行われないケース  
要介護認定を受けており、担当の介護支援専門員がいるものの、比較的要介護度が低く、家族の介護力が充足しているために、介護支援専門員への事前の連絡が行われないケース
- 4 病院等職員と介護支援専門員との入退院時の連携を促進するための取組については、広域的な医療を担っている病院等での入退院の場合、複数の市町村にまたがる連携を考慮する必要性があり、単独の市町村による取組では困難となっている。

### Ⅳ. 介護保険事業(支援)計画と医療計画との関連について

- 1 現在、在宅医療・介護連携推進事業については、市町村が介護分野(介護保険事業計画)の中で取組を行い、在宅医療の整備については、都道府県が医療分野(医療計画)の中で取組を行っている。

## 論 点

- 1 在宅医療・介護連携推進事業については、市町村の規模によって進捗に違いがあるが、その原因として、事業実施のためのノウハウの不足や、関係団体との協力関係の構築の難しさが示されている。市町村における円滑な事業の実施及び推進を図る上で、国及び都道府県（保健所）の役割についてどのように考えるか。
- 2 広域的な医療を担っている病院等の入退院時の医療介護連携については、複数市町村にまたがる広域的な連携が必要とされるケースも多く、市町村単位で実施する在宅医療・介護連携推進事業による取組のみでは困難となっている。病院等の入退院時など、複数市町村にまたがる広域的な医療介護連携の推進を図る上で、都道府県（保健所）及び医療介護に関わる関係機関の役割についてどのように考えるか。
- 3 平成30年度は、地域医療構想を踏まえた初めての医療計画の見直しとなるが、同時に都道府県が策定する介護保険事業支援計画と、市町村が策定する介護保険事業計画についても第7期計画が策定される予定となっており、これらの計画を統合的に策定するためには、どのような視点が必要だと考えられるか。
- 4 その他
  - ・ 在宅医療・介護連携推進事業を担当する自治体や関係機関・団体の人材育成
  - ・ 効果的な医療と介護の関係職種の連携や在宅医療・介護連携推進事業に係る調査研究